

別紙 移転支援業務様式集

番号	書類名	備考
別紙 1-1	移転申込書（仮移転時）	
別紙 1-2	移転申込書（戻り移転時）	
別紙 2	契約書（住宅用）	
別紙 3	特約書	
別紙 4	緊急連絡先	
別紙 5	入居者台帳	
別紙 6	自活および介護状況申立書兼同意書	単身者のみ
別紙 7-1	移転承諾書（一部前金払）	市営住宅へ仮移転又は希望本移転する場合
別紙 7-2	移転承諾書（全部前金払）	仮移転先の市営住宅から戻り移転又は希望本移転する場合
別紙 7-3	移転承諾書（全部後払い）	仮移転先に民間賃貸住宅を選ぶ場合
別紙 8	請求書	
別紙 9	移転完了届	
別紙 10	退去届	
別紙 11	住宅敷金特別措置申請書	
別紙 12	家賃減免申請書	減免適用者のみ
別紙 13	口座振替依頼書	家賃の収納方法を口座振替としており、移転先の家賃を引き続き同じ口座から振替希望する場合
別紙 14	駐車場敷金特別措置申請書	仮移転先の市営住宅で駐車場を契約しており、戻り移転先でも継続して駐車場を契約する場合のみ
別紙 15	駐車場解約届	仮移転先の市営住宅で駐車場を契約している場合のみ
別紙 16	駐車場使用申込書	
別紙 17	減額申請書（駐車場用）	減免適用者のみ
別紙 18	申立書兼誓約書（駐車場用）	規定より車幅が超えている等、例外事例の場合のみ
別紙 19	誓約書（駐車場用）	要介護／要支援認定者の特例募集申込みの場合のみ
別紙 20	契約書（駐車場用）	
別紙 21	確認書	
別紙 22	建替本移転申込書	仮移転先にそのまま住み続ける場合

移 転 申 込 書

(現在の住宅)	
市 営	東 芳 野 荘 号
フリ ガナ 氏 名	電 話

別添「移転申込書記入上の注意事項」を参考に、必要な事項をご記入ください。

- ※ 該当する記号に○印をつけ、必要な事項をご記入ください。
- ※ 今回の移転申込書の提出により、正式な移転の申込みとなります。原則、提出後の住宅変更、辞退等はできませんのでご了承ください。

1 移転申込先

(「ア」「イ」「ウ」のいずれかに○印をつけ、必要な事項をご記入ください。)

ア 仮移転を希望する。

※希望する住宅名・棟号数を1つだけご記入ください。

市 営 荘 棟 号

イ 他の市営住宅に本移転を希望する。

※希望する住宅名・棟号数を1つだけご記入ください。

市 営 荘 棟 号

※ 市記入欄

- ・ 2K
- ・ 2DK
- ・ 3DK

ウ 市営住宅以外に移転（自力移転）する。

移転先： _____

移転時期： 令和 ____ 年 ____ 月

2 駐車場の申込み

ア 駐車場を希望する。

※ 車の使用名義が入居される方であること、車の長さが 4.9m以下、幅が 1.8m以下であることが必要です。空き状況によってはすぐに契約できない場合があります。

※ 駐車場をお申込みされる場合は、車検証の写しを添付してください。

イ 駐車場を希望しない。

裏面もご記入ください。

※ 市記入欄

受 付	
--------	--

3 入居者状況

世帯全員の氏名・続柄・生年月日などを下の各欄にご記入ください。

※ 身体障害者手帳等をお持ちの方は、備考欄にその旨をご記入の上、手帳等の写しを添付してください。

※ 名義変更手続や同居手続等がお済みでない方は別途手続が必要となります。

入居者氏名	続柄	生年月日	備考（障害等）
	本人	T・S・H・R	
		T・S・H・R	

4 暴力団排除に関する同意

- チェック 入居者の世帯員が、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、暴力団員であることが判明したときには、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

5 移転申込書の提出

【日時】 令和 年 月 日（ ） : ~ :

【場所】

- 【持ち物】
- ・ 移転申込書
 - ・ 障害者手帳等の写し（該当者のみ）
 - ・ 車検証の写し（駐車場を申込みする方のみ）

【その他】

- ・ 「移転申込書」は、必ず提出してください。

- ・ 上記日でご都合の悪い方は、事前に下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課

担当：

電話：

FAX：

移 転 申 込 書

全世帯提出

(現在の住宅)	
市 営	荘 棟 号
フリ 氏 ガナ 名	電 話

別添「移転申込書記入上の注意事項」を参考に、必要な事項をご記入ください。

- ※ 該当する記号に○印をつけ、必要な事項をご記入ください。
- ※ 今回の移転申込書の提出により、正式な移転の申込みとなります。原則、提出後の住宅変更、辞退等はできませんのでご了承ください。

1 移転申込先

(「ア」「イ」「ウ」「エ」のいずれかに○印をつけ、必要な事項をご記入ください。)

ア 東芳野荘(新住宅)への本移転を希望する。

- ※ 「ア」を選択する方は、希望する住宅の号数を1つだけご記入ください。

市 営 東 芳 野 荘 号

※ 市記入欄
・ 2K
・ 2DK
・ 3DK

イ 東芳野荘(新住宅)以外に本移転を希望する。

- ※ 「イ」を選択する方は、事前にご相談ください。

ウ 市営住宅以外に移転(自力移転)する。(移転時期:)

- ※ 「ウ」を選択する方は、令和11年6月末までに移転を完了してください。

エ 現在の住宅(仮移転先)に住み続ける。

2 駐車場の申込み

ア 駐車場を希望する。

- ※ 車の使用名義が入居される方であること、車の長さが4.9m以下、幅が1.8m以下であることが必要です。空き状況によってはすぐに契約できない場合があります。
- ※ 駐車場をお申込みされる場合は、車検証の写しを添付してください。

イ 駐車場を希望しない。

※ 市記入欄

受 付	
--------	--

裏面もご記入ください。

3 入居者状況

世帯全員の氏名・続柄・生年月日などを下の各欄にご記入ください。

※ 身体障害者手帳等をお持ちの方は、備考欄にその旨をご記入の上、手帳等の写しを添付してください。

※ 名義変更手続や同居手続等がお済みでない方は別途手続が必要となります。

入居者氏名	続柄	生年月日	備考（障害等）
	本人	T・S・H・R	
		T・S・H・R	

4 暴力団排除に関する同意

- チェック 入居者の世帯員が、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、暴力団員であることが判明したときには、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

5 移転申込書の提出

【日時】 令和 年 月 日（ ） : ~ :

【場所】

- 【持ち物】
- ・ 移転申込書
 - ・ 障害者手帳等の写し（該当者のみ）
 - ・ 車検証の写し（駐車場を申込みする方のみ）

【その他】

- ・ 「移転申込書」は、必ず提出してください。

- ・ 上記日でご都合の悪い方は、事前に下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課

担当：

電話：

FAX：

名古屋市営住宅条例施行細則（抄）
平成9年9月16日 名古屋市規則第114号

(趣旨)
第1条 この規則は、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「条例」という。）の施行及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく市営住宅（条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）の家賃、使用料等の取納事務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。
(同居の承認)
第8条 条例第10条第1項の同居の承認（以下「同居承認」という。）を得ようとする者は、同居承認申請書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、管理代行者に提出しなければならない。
(1) 同居させようとする者に係る税務官公署の発行する収入に関する証明書
(2) 同居させようとする者との続柄等身分関係が明らかとなる証明書
(3) その他市長が必要と認める書類
2 管理代行者は、次に該当する場合に同居承認をするものとする。
(1) 同居しようとする者の同居の後における当該同居者に係る収入が、条例第5条第1項第3号に規定する金額以下である場合
(2) 同居しようとする者が同居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び第3条の2第2号に規定する者を含む。以下単に「配偶者」という。）又は同居者若しくは配偶者の3親等内の親族（同条第1号に規定する児童を含む。）（以下「同居者の配偶者等」と総称する。）であって、住宅に困窮しているものである場合
(3) 同居しようとする者が条例第5条第1項第6号から第8号まで（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する居住制限者（以下「被災者等」という。））にあっては第6号）の条件を具備するものである場合
3 前項の規定にかかわらず、管理代行者は、同居者が介護を要する状況にあることその他特別の事由により当該同居者が前項各号に掲げる場合に該当しない親族を同居させることがやむを得ないと認めるときは、同居承認をすることができる。
4 (略)
(入居の承認)
第9条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた者で、引き続き当該公営住宅に居住するため条例第11条第1項の規定による管理代行者の承認（以下「入居承認」という。）を得ようとするものは、当該事実の発生後速やかに入居承認申請書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、管理代行者に提出しなければならない。
(1) 入居者の死亡又は退去の事実が明らかとなる証明書
(2) 入居承認を得ようとする者に係る税務官公署の発行する収入に関する証明書
(3) その他市長が必要と認める書類
2 前項の申請書の提出に当たっては、条例第9条の規定の例により入居の手続を行わなければならない。
3 管理代行者は、次の各号に該当する場合に入居承認をするものとする。
(1) 入居承認を得ようとする者に係る当該入居承認の後における収入が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第9条第1項に規定する金額以下である場合
(2) 入居承認を得ようとする者が同居者の配偶者等であって入居時から引き続き同居している者又は前条第2項の規定により同居承認を得てから1年以上同居している者である場合
(3) 入居承認を得ようとする者が条例第5条第1項第6号から第8号まで（被災者等にあっては第6号）の条件を具備するものである場合
4 前項の規定にかかわらず、管理代行者は、特別の事由により前項各号に掲げる場合に該当しない者を引き続き居住させることがやむを得ないと認めるときは、入居承認をすることができる。
5 (略)
(条例第12条第3項に規定する市長が定める数値)
第10条 (略)
2、3 (略)
4 市長は、条例第12条第3項の数値を定めるときは、これを告示するものとする。
(収入の申告等)
第11条 毎年6月1日において公営住宅に入居している者は、条例第13条第1項の規定により同月末までに収入の申告をしなければならない。
2 前項の申告は収入申告書（別記第9号様式）を市長に提出して行うものとする。
3 第1項の申告書には、次の各号に掲げる書類のいずれを添付しなければならない。
(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第226条の規定による給与所得にかかる源泉徴収票
(2) 税務官公署の発行する収入に関する証明書
(3) 前2号のほか収入に関する書類
4 入居者が条例第5条第1項第3号アに該当する場合においては、その旨を証する書類を第2項の申告書に添付しなければならない。
5 入居者は、市長が特に支障がないと認めるときは、前2項に規定する書類の添付を要しない。
6 次条第2項の期間経過後に、条例第13条第2項の認定の基礎となる事実に変更があったときは、入居者は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところによりその都度収入の申告をすることができる。
(収入認定通知等)

第12条 条例第13条第2項の認定の通知は、別記第10号様式から別記第12号様式までによる認定通知書により行うものとする。
2 条例第13条第3項の規定による意見の申出は、前項の通知書を受け取った日から30日以内に意見申出書（別記第13号様式）に証明書類を添付して行わなければならない。
3 (略)
(家賃の減免又は徴収猶予の手続)
第14条 条例第14条の規定により、家賃の減免を受けようとする者は別記第19号様式による申請書を、家賃の徴収猶予を受けようとする者は別記第20号様式による申請書をそれぞれ提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号イ又は同項第4号に定める基準により現に家賃の減額を受けている者が、第11条第2項の収入申告書に引き続き当該減額を受けたい旨を記載して提出したとき又は条例第12条第2項、第24条第2項、第44条第2項若しくは第45条第2項の規定により家賃を決定されたときは、前項の申請書を提出したものとみなす。
3 第1項の申請書には、それぞれ前条第1項各号に掲げる事由に該当する旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要があると認めるときは、減免又は徴収猶予の額及び期間を定め、減免の場合にあっては別記第21号様式による承認書を、徴収猶予の場合にあっては別記第22号様式による承認書をそれぞれ交付するものとする。
5 市長は、条例第13条第2項の規定による収入の額の認定又は同条第3項の規定による収入の認定の更正に併せて家賃を減免する場合は、第12条第1項及び第3項並びに前項の規定にかかわらず、別記第21号様式の2若しくは別記第21号様式の3による認定通知書兼承認書又は別記第21号様式の4から別記第21号様式の7までによる通知書兼承認書をそれぞれ交付するものとする。
(日割家賃)
第15条 条例第15条第3項の規定によるその月分の家賃の額は、家賃に当該月の使用日数を乗じて得た額の30分の1とする。
(敷金)
第16条 市長は、条例第16条第1項の規定により、入居者から入居時における家賃の3月分に相当する金額の敷金を徴収する。
2 条例第16条第2項において準用する条例第14条の規則で定める基準については、第13条第1項（第2号アを除く。）及び第2項（第1号を除く。）の規定を準用する。
3 第14条（第2項及び第5項を除く。）の規定は、敷金の減免又は徴収猶予の手続について準用する。
4 (略)
(用途変更承認等の申請)
第17条 条例第20条第1項第2号ただし書又は同項第3号ア若しくはイの承認を得ようとする者は、別記第23号様式による申請書を管理代行者に提出しなければならない。
2 (略)
(入居者の利便性の向上に資する模様替)
第17条の2 条例第20条第1項第3号イ及び条例第33条第2項の規則で定める模様替は、次に掲げる模様替とする。
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けて行う模様替その他これに類する模様替
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める模様替
(収入超過者認定通知等)
第18条 条例第22条第1項の通知は別記第11号様式による認定通知書により、同条第2項の通知は別記第12号様式による認定通知書によりそれぞれ行うものとする。
2 条例第22条第3項の規定による意見の申出については、第12条第2項の規定を準用する。
3 (略)
(条例第26条第2項の市長が定める額)
第20条 条例第26条第2項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。
(条例第30条第4項の市長が定める額)
第23条 条例第30条第4項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。
(条例第34条第3項及び第4項の市長が定める額)
第26条 条例第34条第3項の近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額は近傍同種の住宅の家賃とし、同項の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額は近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。
2 条例第34条第4項の市長が定める額は、同条第1項第2号に該当することにより同項の請求を行った場合にあっては当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額とし、同項第3号から第5号までのいずれかに該当することにより同項の請求を行った場合にあっては近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。
(改良住宅等への準用)
第30条 (略)
2 条例第43条の規定により条例第9条から第11条まで、第13条から第21条まで、第22条第1項及び第3項、第23条、第27条から第29条まで並びに第31条から第34条の2までの規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく規則の規定を準用する。（以下略）
3 条例第44条第4項の規定により条例第12条第3項の規定が準用される場合においては、第10条の規定を準用する。
(検査する者の指定)
第33条 条例第47条第1項に規定する市長の指定した者は、管理代行者の職員及び指定管理者の従業員とする。
(収納事務の委託)
第36条 家賃、使用料等の収納事務のうち、市長が指定するものについては、管理代行者及び指定管理者に委託する。

第3号様式

契 約 書

市 営 住 宅 名	
市営住宅の所在地	
家 賃	(ただし、令和 年 月分から令和 年 月分まで)
敷 金	
入 居 可 能 日	
特 記 事 項	

貸貸人名古屋市を甲とし、賃借人 を
乙として、名古屋市営住宅条例の定めるところにより、甲乙間において上記
住宅の賃貸借契約を締結します。

また、乙は、明渡しの際に通常要すると認められる畳の表替え、障子及びふすまの張替え、壁の塗替えその他これらに類する修繕に要する費用に関して、入居者の負担であること等の特約に同意する旨の書面を提出します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有します。

年 月 日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長

捨印

乙 住 所
氏 名

実印

実印

乙は、乙及び同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと及び入居後に乙又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見聴取されることに同意します。

名古屋市長住宅条例(抄)

昭和29年6月28日 名古屋市長令第25号

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)に基き名古屋市長住宅及びその他の名古屋市長住宅の設置及び管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(同居の承認)

第10条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅へ新たに親族を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。

(入居の承認)

第11条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が規則で定めるものは、規則で定めるところにより市長の承認を得て引き続き当該公営住宅に居住することができる。

(家賃の決定)

第12条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で、次条第2項本文の規定により認定された収入に応じて、令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第13条 公営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。

(収入の申告等)

第14条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定める基準により、家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予することができる。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、入居可能日から入居者が公営住宅を明け渡した日(第25条第1項又は第30条第1項による明渡しの期限として指定した日後に明け渡した場合にあっては当該指定した日とし、第34条第1項による明渡しの請求をした場合にあっては当該請求をした日とし、第33条に規定する手続を経ないで公営住宅を立ち退いた場合にあってはその事実を確認した日とする。)までの間、当該入居者から家賃を徴収する。

(家賃の納付)

第16条 市長は、規則で定めるところにより入居者から入居時における家賃の3月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。

(敷金)

第17条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条に規定するものを除き、市の負担とする。

(修繕費用の負担)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

5 敷金には利子を付けない。

(高所得者の家賃等)

第26条 第22条第2項の規定により、公営住宅の入居者が高所得者と認定された場合における当該公営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項及び第2項並びに第24条第1項及び第2項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(期間通算)

第28条 次の各号に掲げる場合における第22条から前条までの規定の適用については、当該各号に掲げる期間は、新たに入居した他の公営住宅に入居していた期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第29条 市長は、第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第26条第1項の規定による家賃の決定、第14条(第16条第2項、第24条第3項又は第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条第1項の規定による明渡しの請求、第27条の規定によるあっせん等又は第31条の規定による公営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(住宅の検査)

第33条 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の5日前までに市長にその旨を届け出て、当該公営住宅の検査を受けなければならない。

(明渡しの請求)

第34条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

(不正の行為)

第35条 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日のまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(家賃の滞り)

第36条 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(同居の承認)

第37条 市長は、第1項第3号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(収入超過者の家賃)

第45条 第43条において準用する第22条第1項の規定により改良住宅等の入居者が収入超過者と認定された場合における当該改良住宅等の毎月の家賃は、前条の規定にかかわらず、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とする。

4 (略)

第26条 第22条第2項の規定により、公営住宅の入居者が高所得者と認定された場合における当該公営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項及び第2項並びに第24条第1項及び第2項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(期間通算)

第28条 次の各号に掲げる場合における第22条から前条までの規定の適用については、当該各号に掲げる期間は、新たに入居した他の公営住宅に入居していた期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第29条 市長は、第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第26条第1項の規定による家賃の決定、第14条(第16条第2項、第24条第3項又は第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条第1項の規定による明渡しの請求、第27条の規定によるあっせん等又は第31条の規定による公営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(住宅の検査)

第33条 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の5日前までに市長にその旨を届け出て、当該公営住宅の検査を受けなければならない。

(明渡しの請求)

第34条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

(不正の行為)

第35条 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日のまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(同居の承認)

第36条 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(収入超過者の家賃)

第45条 第43条において準用する第22条第1項の規定により改良住宅等の入居者が収入超過者と認定された場合における当該改良住宅等の毎月の家賃は、前条の規定にかかわらず、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とする。

(収入超過者の家賃)

第46条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、職員又は市長の指定した者に随時市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

(意見聴取)

第47条の2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項第6号(第42条第5項の規定により準用する場合を含む。)、第10条第2項(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第11条第2項(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第34条第1項第4号の2(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第42条第1項から第3項まで(第5条第1項第6号に係る部分に限る。)、第45条の2第2項及び第45条の6第1項第3号の2に該当する事由の有無について、本市が保有する個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報という。)を愛知県警察本部長へ提供し、その意見を聴くことができる。

4 (略)

第26条 第22条第2項の規定により、公営住宅の入居者が高所得者と認定された場合における当該公営住宅の毎月の家賃は、第12条第1項及び第2項並びに第24条第1項及び第2項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(期間通算)

第28条 次の各号に掲げる場合における第22条から前条までの規定の適用については、当該各号に掲げる期間は、新たに入居した他の公営住宅に入居していた期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第29条 市長は、第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第26条第1項の規定による家賃の決定、第14条(第16条第2項、第24条第3項又は第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条第1項の規定による明渡しの請求、第27条の規定によるあっせん等又は第31条の規定による公営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(住宅の検査)

第33条 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の5日前までに市長にその旨を届け出て、当該公営住宅の検査を受けなければならない。

(明渡しの請求)

第34条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

(不正の行為)

第35条 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日のまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(同居の承認)

第36条 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(収入超過者の家賃)

第45条 第43条において準用する第22条第1項の規定により改良住宅等の入居者が収入超過者と認定された場合における当該改良住宅等の毎月の家賃は、前条の規定にかかわらず、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とする。

(収入超過者の家賃)

第46条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、職員又は市長の指定した者に随時市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

(意見聴取)

第47条の2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項第6号(第42条第5項の規定により準用する場合を含む。)、第10条第2項(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第11条第2項(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第34条第1項第4号の2(第43条の規定により準用する場合を含む。)、第42条第1項から第3項まで(第5条第1項第6号に係る部分に限る。)、第45条の2第2項及び第45条の6第1項第3号の2に該当する事由の有無について、本市が保有する個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報という。)を愛知県警察本部長へ提供し、その意見を聴くことができる。

緊急連絡先届(新規・変更)

年 月 日

(あて先) 名古屋市長
名古屋市住宅供給公社理事長

1 (入居者)

庄 棟 号			
ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名		1. 男	大・昭・平
		2. 女	. .

私は、下記の者を緊急連絡先としてお届けします。

なお、今後の入居にあたり、事故等の発生に際し、入居者及び緊急連絡先とも連絡が不可能であり、貴市の住宅管理上支障が生じた場合は、貴市の処置に従い、異議を唱えないことをお約束します。

2 (緊急連絡先)

ふりがな		性別	生 年 月 日	入居者との関係
氏 名		1. 男	大・昭・平	
		2. 女	. .	
住所	〒 - -			
	電話 - -			
勤務先名	ふりがな			
	電話 - -			

私は、上記住宅入居者の緊急連絡先になることを承諾します。

※公社記入欄	コード	団 地	棟	号 数

緊急連絡先届(新規・変更)

年 月 日

(あて先) 名古屋市長
名古屋市住宅供給公社理事長

1 (入居者)

庄 棟 号			
ふりがな		性別	生年月日
氏 名		1. 男	大・昭・平
		2. 女	・

私は、下記の者を緊急連絡先としてお届けします。

なお、今後の入居にあたり、事故等の発生に際し、入居者及び緊急連絡先とも連絡が不可能であり、貴市の住宅管理上支障が生じた場合は、貴市の処置に従い、異議を唱えないことをお約束します。

2 (緊急連絡先)

ふりがな		性別	生年月日	入居者との関係
氏 名		1. 男	大・昭・平	
		2. 女	・	
ふりがな				
住 所	〒 - -			
	電話 - -			
ふりがな				
勤務先名				
	電話 - -			

私は、上記住宅入居者の緊急連絡先になることを承諾します。

※公社記入欄	コード	団 地	棟	号 数

(変更・財源) 緊急連絡先届

緊急連絡先について

- ◎緊急連絡先の方には、次のことをお願いします。
- (1)住宅管理上の手続または連絡事項等があり、入居者の方の長期不在などで連絡が取れない場合に、市または公社から必要事項の連絡または照会をいたします。
 - (2)入居者の方に事故等があり、緊急の対応が必要になった場合、市または公社から連絡をいたします。
- ◎緊急連絡先の役割を適切に果たしていただくために、緊急連絡先は確実に連絡がとれる方に依頼してください。また、できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- ◎緊急連絡先は基本的に無期限でお願いするものです。もし今後何らかの事情で緊急連絡先が欠けた場合または緊急連絡先を変更される場合は、緊急連絡先届（変更）を提出していただくことになります。その際は団地管理事務所にお申し出ください。
- ◎緊急連絡先届（変更）は必ず入居者本人と新しい緊急連絡先の方の連署により行ってください。緊急連絡先の方のみによる届出や緊急連絡先辞退のみの届出はできません。
- ◎緊急連絡先の方そのものは変わらず、住所等一部の事項が変わっただけの場合も、緊急連絡先届（変更）を提出してください。

(様式第1号)

自活および介護状況申立書 兼 同意書

名古屋市住宅供給公社理事長
名古屋市長

あて

		記入日		平成	年	月	日
ふりがな		生	大正				
氏名		年	昭和	年	月	日	
	印	月	平成				
		日					

下記申立のとおり相違ありません。
また、市営住宅の入居中、生活状況の変化に伴う緊急時に下記(1~7)の申し立て事項について名古屋市健康福祉局障害企画課・障害者支援課・介護保険課および2~6へ記載した各機関等へ情報照会されることについて同意します。

記

◎1~7まで全てご記入ください。

- 1 各種手帳の所持状況についておたずねします。
- ① 身体障害者手帳【 級】【上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・内部()】 ・ 無
- ② 愛護(療育)手帳【 度】 ・ 無
- ③ 精神障害者保健福祉手帳【 級】 ・ 無
- 2 障害者自立支援サービスの利用状況についておたずねします。
- ① 障害程度区分認定の有無 : 有(区分1・2・3・4・5・6) ・ 無
- ② サービス利用の有無 : 利用している ・ 利用していない
- ③ サービス利用中の方は事業所をご記入ください。
(3か所以上ある場合は、欄外にご記入ください。)

	事業所1	事業所2
事業所名		
所在地		
電話番号		

- ④ 障害者地域生活支援センターについて
利用している ・ 利用していない (センター名:)

- 3 障害者自立支援医療の利用状況についておたずねします。
- ① 自立支援医療利用の有無 : 利用している(更生医療・精神通院) ・ 利用していない
- ② 自立支援医療利用中の方は、指定医療機関をご記入ください。

医療機関名	
所在地	
電話番号	()

4 介護サービスの利用状況等についておたずねします。

- ① 認定の有無 : 有 (要支援1・2 要介護1・2・3・4・5) ・ 無
 ② サービス利用の有無 : 利用している ・ 利用していない
 ③ サービス利用中の方は、ケアマネジャーの所属する事業所をご記入ください。

事業所名	
所在地	
電話番号	()

5 通院状況などについておたずねします。

- ① 現在、通院中の医療機関について : ある ・ ない
 ② 身近に相談できるかかりつけ医について : ある ・ ない
 ③ 通院中の医療機関およびかかりつけ医について、ご記入ください。
 (3か所以上ある場合は、欄外にご記入ください。)

	医療機関1	医療機関2
医療機関名		
診療科		
所在地		
電話番号		

6 親族や知人による生活支援の状況についておたずねします。

- ① 支援の有無 : 支援を受けている ・ 支援を受けていない
 ② 支援を受けている方は、その方についてご記入ください。

住所 電話番号	()
氏名 (関係)	()
援助内容	

7 現在の生活状況についておたずねします。(該当箇所には○をつけてください。)

- ① 介護サービス等を利用しなくても、身の回りのことは自分でできる。
 ② 介護サービス等を利用すれば、自宅での自立した生活ができる。
 ③ 親族や知人の支援を受ければ、自宅での自立した生活ができる。
 ④ 介護サービス等や親族等の支援を利用しても、自立した生活が難しい。
 ⑤ 介護サービス等を利用したいが、現在利用しておらず、自立した生活が難しい。
 (利用料が高い・利用方法が分からない・利用したがやめてしまった)
 ⑥ その他 ()

2号様式の2

令和 年 月 日

移転承諾書（一部前金払）

(宛先)
名古屋市長

住 宅 名	市 営 荘 棟 号
使 用 者 氏 名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、下記により移転することを承諾しますので、移転料の一部前金払をお願いします。

なお、万一期限までに移転を完了しないときは、名古屋市においていかように処置されても異議ありません。

記

移 転 完 了 期 限	令 和 年 月 日
移 転 先 (住 宅 名 又 は 住 所)	市 営 荘 棟 号
移 転 料 及 び 請 求 の 時 期	移 転 着 手 時 220,000円 移 転 完 了 時 130,000円
移 転 完 了 届	移 転 完 了 後 た だ ち に 届 け 出 ます。

2号様式

令和 年 月 日

移転承諾書（全部前金払）

(宛先)
名古屋市長

住 宅 名	市 営 荘 棟 号
使用 者 氏 名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、下記により移転することを承諾しますので、移転料の全部前金払をお願いします。

なお、万一期限までに移転を完了しないときは、名古屋市においていかように処置されても異議ありません。

記

移 転 完 了 期 限	令 和 年 月 日
移 転 先 (住 宅 名 又 は 住 所)	市 営 荘 棟 号
移 転 料	移 転 着 手 時 220,000円
移 転 完 了 届	移 転 完 了 後 た だ ち に 届 け 出 ます。

1号様式

令和 年 月 日

移転承諾書（全部後払い）

(宛先)

名古屋市長

住 宅 名	市 営 荘 棟 号
使用 者 氏 名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、下記により移転することを承諾します。

なお、移転を完了したときは、移転完了届をただちに提出します。

記

移 転 完 了 期 限	令 和 年 月 日
移 転 先 (住 宅 名 又 は 住 所)	
移 転 料	
請 求 の 時 期	移 転 完 了 後

4号様式

令和 年 月 日

請 求 書

(宛先)
名古屋市長

債 権 者 市 営 荘 棟 号

フリカ、ナ
氏 名

市営住宅建替事業等に伴う移転料¥ ★ を請求します。

なお、支払については、下記の私名義の口座に振り込んで下さい。

記

移転料振込先 銀行・信用金庫 支店・出張所

普通預金口座 No.

3号様式

令和 年 月 日

移 転 完 了 届

(宛先)
名古屋市長

住 宅 名 又 は 住 所	市 営 荘 棟 号
使用者氏名	

令和 年 月 日付けで承諾した下記住宅からの移転については
令和 年 月 日に移転を完了したので届け出ます。

記

移 転 前 住 宅	市 営 荘 棟 号
-----------	-----------

移 転 完 了 確 認	
年 月 日	
補職	建替推進係長
氏名	

1. 市営住宅 2. 定住促進住宅		退去番号	年度	事務所	種類	退去番号	処理担当
名義人 コード		住戸キー	区	住宅	棟	号数	

退 去 届

_____年____月____日

(あて先) 名古屋市長

住宅名 荘 棟 号	フリガナ 入居者氏名
転居先住所	勤務先
電話番号 () -	電話番号 () -

上記場所へ転居のため _____年____月____日限りで現在入居している住宅を退去しますのでお届けします。なお、住宅を退去するに際し、下記の事項を承諾します。

記

- 住宅にき損、滅失及び造作その他の付加物件がある場合は、退去日までに原状回復します。退去日までに原状回復できない場合及び残置物件(当該住宅玄関前の共用廊下、当該住宅が使用する集合郵便受け等にある残置物件を含む)がある場合は、貴市においていかように処理されても異議ありません。なお、第三者から異議申し立てがあった場合は、本件にかかる一切の責任を負います。また、その処理に要する費用についても私が負担します。
- 前項の私の費用負担については、残置物件の金品等をもって充当(換金が必要なものについては換金のうえ充当)することを承諾します。
 なお、当該費用が残置物件の金品等から充当できない場合は、貴市の指示する方法で納入します。

私は入居中に模様替承認を受け、身体状況等に応じて必要な次の改修(介護保険の住宅改修費の支給を受けて行った改修等)を行いました。なお、当該改修に係る造作の買取は請求しません。
 (また、障害対象団地の残置物の特例により定められたもの一式的改修に係る造作の買取は、請求しません。)

- (必要書類等) 1. 契約書(市営住宅使用許可証) 2. 敷金領収書(保証金領収書)
 3. 印鑑(認印) 4. 日割家賃
 5. 敷金の振込先銀行(支店名、預金種類、口座番号) ※1.2.は提示のみ

(処理欄)

月額	家賃	共益費	使用日数	退去 去賃 月支 の払	1.口座振替 2.納付書発行 3.現金領収 4.敷金振替	駐 車 場	1. 契約なし 2. 契約有 1台 3. 契約有 2台 (No. .)	鍵返却 / () 立会検査 / () AM PM
日額	円	円	日	口振停止依頼日	年 月 日			
鍵	1.管理事務所	2.方面事務所	3.その他()	退 去 先	1.UR賃貸 2.UR分譲 3.市公社賃貸 4.市公社分譲 5.県公社賃貸 6.県公社分譲 7.民間賃貸 8.分譲戸建 9.分譲マンション 10.個人住宅 11.市営住宅 12.定住促進 13.県営住宅 14.その他		1.市 内 2.市 外	
事故	無・有(火災・室内死亡)			①受付事務所 (控)				

様式1

住宅敷金特別措置申請書

年 月 日

(宛先)

名古屋市長

住 宅 名	市 営 荘 棟 号
使用 者 氏 名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、下記の市営住宅へ移転しますので、入居に際し住宅の敷金について特別措置を申請します。

移 転 先 住 宅 名	市 営 荘 棟 号
-------------	-----------

住宅敷金特別措置申請書

年 月 日

(宛先)
名古屋市長

民 間 仮 住 宅 住 所 (前住宅名)	(市 営 荘 棟 号)
使 用 者 氏 名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、下記の市営住宅へ移転しますので、入居に際して住宅の敷金について特別措置を申請します。

移 転 先 住 宅 名	市 営 荘 棟 号
-------------	-----------

収納課	管理課	入力日・入力者	受付者	名義人番号	住戸CD
		/			- -

第19号様式

家賃敷金 減免申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

市営住宅名	入居者氏名	電話番号 ()	自宅・勤務先
-------	-------	----------	--------

家賃敷金 の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、翌年度も家賃の減免を受けられる場合には、家賃の減免を引き続き受けたいので併せて申請します。
 なお、生活保護法等による住宅扶助又は住宅支援給付は受けていません。

記

減免区分	減免理由						
福祉1	理由	身体障害者	1級	戦傷病者	特別項症		
			2級		第1項症		
		精神障害者	1級	原子爆弾被爆者	第2項症		
			2級		ねたきり高齢者等		
愛護手帳受給者	1度						
	2度						
所得区分 (所得月額)	0 ~ 158,000 円		158,001 ~ 200,000 円※				
福祉2	理由	身体障害者	3級	戦傷病者	第3項症		
			4級		第4項症		
		精神障害者	2級		第5項症		
			3級		第6項症		
		高齢者世帯				第1款症	
		寡婦・ひとり親世帯				
所得区分 (所得月額)	0 円	1 ~ 30,750 円	30,751 ~ 61,500 円	61,501 ~ 158,000 円	158,001 ~ 200,000 円※		
低所得者	所得区分 (所得月額)	0 円	1 ~ 30,750 円	30,751 ~ 61,500 円			

福祉減免の場合、手帳の添付がない場合は、こちらも記入してください。(高齢者、寡婦・ひとり親を除く)	該当者氏名	(確認)
	手帳または認定書等の番号	

添付書類

○世帯全員の所得を証明できる書類 ○世帯全員の住民票の写し(続柄表示)

- (注) 1.上の太枠部を全て記入してください
 2.「手帳または認定書等の番号」欄
 身体障害者、精神障害者、愛護手帳受給者、戦傷病者… 手帳の番号を記入してください
 原子爆弾被爆者… 認定書または健康管理手当証書の番号を記入してください

※所得区分「158,000円～200,000円」が適用可能なのは、平成20年度末に引き続いて福祉減免を受ける場合のみ

家賃の減免期間						年	月	から	年	月	まで
所得月額	合計所得	公住法控除	一般控除	特別控除	所得月額						
	$\left(\boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} - (380,000 \text{円} \times \boxed{} \text{人}) - \boxed{} \text{円} \right) \div 12 = \boxed{} \text{円}$										

様 式 1

駐車場敷金特別措置申請書

令和 年 月 日

(宛先)

名古屋市長

駐 車 場 名	市営 荘駐車場 区画 No.
使用者氏名	

市営住宅建替事業等の施行に伴い、上記の市営住宅へ移転しますので、駐車場の敷金について特別措置を申請します。

また、駐車場の使用料に未納があるときは、振替日までに支払います。

{

特別措置の内容
○ が該当

}

- ア. 移転する前の住宅の駐車場の既納敷金を移転する住宅の駐車場の敷金とみなして振り替える。
- イ. 前住宅の駐車場の敷金相当額を新住宅の駐車場の敷金とみなして納付する。

前駐車場名	市営 荘駐車場 区画 No.
-------	---------------------------------------

第30号様式

駐 車 場 使 用 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)

次のとおり駐車場の使用の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。

なお、申込者（現に同居する者を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該駐車場を明け渡すことを誓約します。

(申込者) 市営住宅名 _____	
氏 名 _____	
電話番号 () _____	
入 居 者 氏 名	
入 居 者 と の 続 柄	
駐 車 し よ う と す る 自 動 車	車 名 及 び 車 種
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号
	所 有 者 氏 名
	使 用 者 氏 名
※	

注 ※ 印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

市営駐車場使用料減額申請書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

住宅名：市営 荘 棟 号
(駐車場番号 号)

駐車場契約者氏名 _____
減額対象者氏名 _____
続 柄 _____
連絡先 ☎ () _____

私が使用する 荘 駐車場の使用を下記事
由にて減額して下さるようお願いします。

また、翌年度も駐車場使用料の減額を受けられる場合には、駐車場使用料の減額を引き続き受けたいので併せて申請します。

記

身体障害者	10	1級A	11	2級A
精神障害者	19	1級A		
愛護手帳	12	1度A	13	2度A
戦傷病者	14	特別項症A	15	第1項症A
	16	第2項症A	23	第3項症A
原爆被爆者	17	厚生労働大臣の認定書(国) A		

身体障害者	20	3級	21	4級				
精神障害者	52	2級						
愛護手帳	22	3度						
戦傷病者	24	第4項症	25	第5項症	26	第6項症	27	第1款症
原爆被爆者	37	健康管理手当証書(県)						

手帳番号等		確認	
-------	--	----	--

駐車場使用料	月額	減額後の使用料	月額
減額期間	年 月 から 年 月 まで		
駐車場使用料	月額	減額後の使用料	月額
減額期間	年 月 から 年 月 まで		

月額所得

円

家賃減免 (同時・有・無・訂正・取消)

(第2号様式)

申立書兼誓約書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

住宅名 棟 号
氏 名

私は駐車場契約にあたり、次の事項について申し立て又は誓約いたします。
なお、申し立てが事実と相違する場合又は誓約が履行されない場合は、ただちに契約を解除されても一切の異議を申しません。

- 駐車車両に関し、荷崩れ等により他の駐車車両及び駐車場使用者に一切迷惑をかけることは致しません。万一、他の駐車車両に損害を与えたり、駐車場使用者とトラブルになった場合は、自己の責任により対処します。
- 自動車検査証の所有者欄記載の(氏名)_____は、申込者の(続柄)_____であることに相違ありません。
- 現在、私名義になっていない自動車の名義を、契約締結後1ヶ月以内に変更いたします。
- 現在、所有している自動車はありませんが、契約締結後1ヶ月以内に自動車を所有し、かつ使用いたします。
- 自動車登録番号_____は、私の勤務先である_____より貸与されているものに相違ありません。

(第3号様式)

誓約書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

(契約者)

住宅名 棟 号

氏 名 ~~印~~

(介護者)

居宅介護サービス事業者等・親族(続柄))
住 所

氏 名

契約者は、要介護・要支援認定若しくは障害支援区分認定を受けていること又は65歳以上であることに相違ありません。

また、介護者等は団地外に居住し、自動車保管場所を確保していることに相違なく、契約者の生活支援のための目的のみに駐車場を利用することを誓約します。

したがって、契約者が生活支援を受ける必要がなくなった場合又は介護者等が当団地内に居住することになった場合には、速やかに駐車場契約を解約します。

また、生活支援以外の目的で利用した場合には、ただちに契約を解除されても異議を申しません。

さらに、名古屋市が駐車場を必要とするときには、通知後1か月以内に解約することを誓約します。

(第1号様式)

自動車駐車契約書

駐車の場所	駐車場			号
駐車場使用料金	月額	円	敷金	円
契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
車種・車名				
自動車登録番号				
特記事項				

上記の駐車場使用について、名古屋市（以下「甲」という。）と使用者（以下「乙」という。）との間において、裏面のとおり契約を締結し、この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長



乙 使用者

(フリガナ)

氏名



連絡先電話番号 (自宅)
(連絡先)

(あて先)
名古屋市住宅供給公社理事長
名古屋市長

確 認 書

本日、下記市営住宅の鍵を受領しました。
つきましては、下記の事項を確認します。

記

(市営住宅の表示)

市営 荘 棟 号

(確認事項)

1. 鍵の交付をもって、上記住宅の引渡しとします。
2. 鍵の受領以降は、入居可能日前においても、上記住宅の保管義務など入居者としての義務（家賃支払義務を除く）を負担します。

令和 年 月 日

入居者

Tel

様式1

令和 年 月 日

建替本移転申出書

(宛先)

名古屋市長

住 宅 名	市 営 荘 棟 号
使 用 者 氏 名	

市営住宅建替事業の施行に伴い、現在仮移転中の表記所在地にある住宅に移転させていただきます。申し出ます。

移 転 す る 前 の 住 宅 名	市 営 荘 棟 号
----------------------	-----------